

- **収集できる油** 家庭で使用した植物油
 - ▽菜種油
 - ▽大豆油
 - ▽コーン油
 - ▽ゴマ油
 - ▽ひまわり油
 - ▽サフラワー油
 - ▽オリーブ油など
- **収集できない油**
 - ▽豚脂（ラード）
 - ▽牛脂（ヘット）
 - ▽魚油
 - ▽鉱物油（エンジンオイル、灯油など）
 - ▽一部の植物油（パーム油、ヤシ油、米油）

① ペットボトル（2リットルまで）に入れ、しっかりとフタをします。

※未開封のものは、そのまま出しても構いません。ただし、開封したものは未使用であってもペットボトルに入れ替えて出してください。

※長期間保管した油や賞味期限切れの油でも問題ありません。

※「天かす」が入っていても問題ありません。

② 不燃性資源の日（月2回）にあわせて収集します。ペットボトル（廃食油入り）を透明または半透明のビニール袋に入れて、ごみ集積場へ出してください。

廃食油の出し方

家庭の廃食油（使用済み食用油）の収集にご協力を

市では、地球温暖化防止と環境にやさしい循環型社会を目指して、市内全域を対象に「廃食油の収集」を行っています。収集した廃食油は、軽油代替燃料であるバイオディーゼル燃料（BDF）として公用車や給食センタートラックで利用しています。「廃食油」を資源として活かせるよう、廃食油収集にご協力をお願いします。

環境の保全にご利用ください

環境課では、自走式草刈粉碎机（ハンマーナイフ）と剪定枝等粉碎机（チップパー）を無料で貸し出します。

予約受付期間 使用しようとする日の2カ月前の属する月の初日～貸出日の7日前
貸出日・返却日 月～金曜日（祝日の場合は、直後の平日）
貸出期間 4日間（貸出日・返却日を含む）
貸出回数 1カ月につき1回まで
貸出料金 無料（運搬費・燃料費・保険料などは利用者負担）
運搬 利用者本人が行う（一人暮らしなどで運搬が難しい場合は、ご相談ください）

▷ **自走式草刈粉碎机（ハンマーナイフ）**

雑草が繁茂する土地の草刈りを行い、その土地の環境を保全しようとする個人や団体を対象に貸し出します。刈った草は10センチ程度の長さで切断されるので、肥料の原料などに再利用できます。



自走式草刈粉碎机の仕様	
移動方式	自走式(後輪部クローラー)
駆動方式	ガソリンエンジン
最大作業効率	1時間あたり21.5㎡
刈高	20～80センチ
重量	約170kg

▷ **剪定枝等粉碎机（チップパー）**

庭木の手入れなどを行う個人や団体を対象に貸し出します。剪定枝を細かく粉碎し、砕いたものは肥料や雑草防止材などとして再利用できます。



剪定枝等粉碎机の仕様	
移動方式	手押し式
駆動方式	ガソリンエンジン
最大粉碎直径	乾燥枝 30センチ 生枝 40センチ
対応材	樹木剪定枝・竹・芝・つる類
切断の長さ	9センチ程度
重量	約88kg

生ごみ減量化器具（コンポスター）の貸与

市では、「生ごみ減量化器具（コンポスター）^{*1}」の貸与を行っています。清掃センターで処理している生ごみは、1日あたり約10トンを処理しています。一般家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を図るため、ぜひご利用ください。

貸与数 1世帯2基まで（申請から5年を経過していれば再貸与可能）

対象者 市内に住所を有し、管理している土地に器具を設置することができる人

申請方法 申請に必要なものを持参し、環境課（清掃センター内）または地域振興課（妙義庁舎）で申請してください。

申請に必要なもの ▷朱肉を使う印章
▷住所が確認できるもの（運転免許証または保険証などの写し）

※1 コンポスターは、生ごみを土に接触させて土の中の微生物やミミズなどの働きで発酵・分解し、たい肥にします。

環境課では生ごみの発酵促進に効果のあるぼかしを作る講習会を実施しています。興味のある人はぜひご参加ください。（詳しくは、23ページをご覧ください）

家庭用生ごみ処理機など購入事業補助金

市では、一般家庭から排出される生ごみの減量化および清掃に対する意識の向上を図るため、生ごみを自家処理する「生ごみ処理機」および「生ごみ処理容器」の購入者に補助を行っています。

対象者 市内に住所を有し、居住している人
※過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯に限ります。

補助金額（1世帯につき1台まで）
▷生ごみ処理機 補助対象経費の2分の1の額（15,000円を上限）
▷生ごみ処理容器 補助対象経費の2分の1の額（1,500円を上限）

申請方法 申請に必要なものを持参し、環境課（清掃センター内）で申請してください。

申請に必要なもの ▷申請者の氏名の入った領収書
▷朱肉を使う印章 ▷住所が確認できるもの（運転免許証または保険証などの写し）▷補助金の振り込み先の支店・口座番号がわかるもの（振り込み口座は申請者本人名義に限る）



市では、住宅敷地内で営巣しているスズメバチを業者に依頼して駆除した人に、費用の一部を補助します。

なお、所有者・管理者の不明な場所にスズメバチの巣があり、緊急に駆除が必要な場合は、環境課にご相談ください。

対象者 次の全ての条件に該当する人
▷市内で土地・建物を所有もしくは賃借している個人
▷スズメバチを業者に依頼し駆除した人
▷市税を滞納していない人
補助金額 駆除費用の2分の1（1万円を上限）
申請方法 駆除費用支払いの日から30日以内に、申請に必要なものを持参し、環境課（清掃センター内）で申請してください。

申請に必要なもの ▷駆除に要した費用の領収書（申請者の氏名が記載されているもの）▷駆除前と駆除後の状況写真とを証明する書類（市外居住者のみ）▷朱肉を使う印章 ▷住所が確認できるもの（運転免許証または保険証などの写し）



スズメバチ駆除費用の一部を補助します